

令和元年第4回定例会

歌志内市議会会議録

第3日目（令和元年12月19日）

---

（午前 9時57分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に、3番山川裕正さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、能登議員外からの意見書案3件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言を許します。

質問順序5、議席番号4番、下山則義さん。

一つ、市民アンケートについて。

一つ、英語及び学習意欲向上について。

一つ、教育行政について。

以上、3件について。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） おはようございます。

では、私のほうから、きょうは一般質問ということで、件名、3件につきまして質問させていただきます。

早速、質問に移らせていただきます。

市民アンケートについてからの質問でございますが、町内会連合会との情報交換会で、当市が行った市民アンケートの結果、他の市町村に移りたい理由が公表されました。

①買い物が不便、②道路・交通が不便、③保健・医療環境が不十分との内容でございましたが、それぞれの内容についての分析、そして、その対処方法につきましてお伺いをいたします。

2番であります。まちづくりの方向性で、近隣市町村との広域連携によるまちづくりを進める、今回の調査のみという記述もございますが、今回、調査した、その理由につきましてお伺いをいたします。

次に、件名の2番であります。英語及び学習意欲向上についてからの質問でございますが、1、平成31年第1回定例会で、実用英語技能検定受験者の保護者に対して検定料を助成するとの説明がございましたが、①検定試験の説明、そしてPR等についてお伺いをいたします。

②であります。児童・生徒の受験状況につきまして、その内容についてお伺いをいたします。

3番であります。件名の3、教育行政について。

1、令和1年12月1日付で新たな教育長が任命されました。

そこでお伺いいたしますが、教育長が推し進める教育行政の、その方向性につきましてお伺いをいたします。

以上、件名3件、質問内容は7件でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私からは、件名の1、市民アンケートについて御答弁を申し上げます。

件名の1の1、市民アンケート結果の分析と対処方法でございますが、①買い物が不便につきましては、コンビニ2件、個人商店1件しかなく、生鮮食料品に乏しい状況となっております。商業業者など、誘致が難しい状況で、関係課とも調整しながら検討する必要があると考えております。

②道路・交通が不便につきましては、本市の広域交通網は、道道赤平奈井江線、砂川歌志内線などがあり、道路状況も整備されていることから、道路につきましては余り不便とは思っておりません。

一方、交通につきましては、中央バス歌志内線が唯一の公共交通機関であり、平日16便、土、日、祝祭日が13便の運行のため、不便に感じている方がいらっしゃるのだと思います。このため、今年度から75歳以上の高齢者に対し、外出支援タクシーの利用助成を行っておりますが、他の交通サービスの可能性につきましても検討していく必要があると考えております。

③保健・医療環境が不十分につきましては、本市では健康寿命の延伸を中心課題ととらえ、生活習慣病の発症予防や重症化の予防に取り組んでおり、健診の受診率向上が図られるなど、一定の成果が上がっていると認識をしております。

一方、医療環境につきましては、市内医療機関の診療科目が内科診療のみとなっていることから、他の診療科目を受診されている方が不十分と回答されたと分析をしております。しかしながら、人口減少が進む中であっても、市民が住みなれた地域で安心して受診できることが重要であると考えており、市立病院の診療体制継続に努めることとしております。

次に、件名の1の2、まちづくりの方向性の項目に広域連携の項目を追加した件についてでございますが、今後ますます人口減少とともに広域課題が多様化していく中、近隣市町との連携と協力による広域連携も重要であることから、まちづくりの方向性の選択肢として、アンケート項目に追加したものでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） 私からは、件名2、英語及び学習意欲向上について、①、②について答弁させていただきます。

まず、①の検定試験の説明・PR等についてでございますが、小中学校とも児童・生徒及び保護者に対し、各学校から説明をいたしております。小学校では、参観日の全体協議会で助成制度の説明を行い、英語検定に特に興味を持つと思われる4年生、5年生、6年生に、学級担任が受験や市の助成制度の内容がわかるプリントを配布し、PRに努めております。中学校では、学校だよりで生徒、保護者へ助成制度の説明を行い、教科担任が授業の中で受験や助成制度の説明を行っております。

次に、②の児童・生徒の受験状況についてでございますが、10月に実施された検定には、小学生5名、中学生2名の合計7名が受験しております。内訳といたしましては、3級に中学3年生が2名、4級に小学6年生が1名、5級に小学6年生が2名、小学5年生が2名受験し、受験者全員がそれぞれ合格しております。

私からは以上となります。

○議長（川野敏夫君） 渡部教育長。

○教育長（渡部一幸君） 私から、件名3の教育行政について御答弁申し上げます。

本市の教育行政は、歴代の教育関係者が、市の現状や地域性を踏まえ、また、社会の変化や新たな教育制度などに応じて見直しを重ねてきたものと理解しております。

私は、そのような経緯を尊重しますとともに、ことしの教育行政方針に記載されているとおり、市の総合計画、みんなで作る笑顔あふれるまち及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げているオンリーワンの子育てと教育による人づくりを大切にするまち、この実現に向けて英知を結集させ、本市教育大綱の基本目標にもなっている豊かな心を育む教育と文化のまちをつくることに全力を尽くす所存でございます。その上で、議会を初めとする市民の皆様の御意見や社会の動きなどを踏まえて、必要な施策等を実施してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。ありがとうございます。

それでは、再質問に移らせていただきます。

まず、市民アンケートということで、私たちにもその内容は伝えられているところでござい

ますが、今回、買い物が不便ということで、歌志内市には二つのコンビニが両端にあって、真ん中には商店がある。そういったところで、それだけを見ると少し不便なのかなという思いではあるのですが、その内容をよく確認してみると、違う地域から、コープのおまかせ便、あるいはトドック、さらには上歌のほうにはもとのニッシュウの関係で、買い物するお客さんに対してバスが無料で出ているのですとか、そういったことを考えると、さほどでもないのかなという思いでもございます。ただ、こういったものが出ていますので、分析しながら、どうすればよいのかということを考えながらやっていかなければならないのだと思います。

ただ、私、買い物のことでいろいろと調べてみますと、やはり買い物するということに当たっては、たくさん並べてあるものから選びたいのだ、これがお客様の一番の願いなのかなという思いもございます。ですから、売りに来るトラック、あるいは車の中に積んであるものだけでは何かしら物足りないな、あるいは、出ていったら、すぐ、常時手に入るような、見ることができるような、そんなことで、曜日、曜日ということである、来ないがあるのはちょっとつまらないなという、そんな思いがあつての内容なのかなというふうなことでも私なりに見せていただいているところでございます。

3番の医療関係、保健の関係、これについては、行政のほうの福祉課のほうでさまざまに動いて、市民に対して日ごろからの体づくりといいますか健康づくり、それを目指す方向でさまざまにやっています。去年はポイント制なるものが登場しまして、どんなものがもらえるのかということで、大いに楽しんでいる、私もその一人なのですが、そんなところから、市民に対して健康に対する思いを伝えていく、そんなような状況、これもしっかりとやっておられます。

と同時に、歌志内市の規模で市立病院を構えて、入院患者がおられる、そこにはしっかりと先生がおられる。足りない先生に関しては、違うところから来ていただいている、それも正直言うとやむなし、そんなような状況なのですが、私もこれは十分にOKなのかなというふうな思いでいます。ただ、内科だけ、小児科だけということから、やはり高齢になってくると、さまざまな病気、病というところから、どうしても砂川のほうへ、あるいは赤平のほうに行かなくてはならない。それに困るのは、やはり足なのだと思います。そんなようなところから、不便なような状況がある、私はそういうふうな認識で見えています。

そして、それに対してしっかりとした手当をすることによって、67%の歌志内に住みたいという人が、さらには80%、90%、そして我々が目指すものは、それを100%にする、それを目指していく、それが恐らくや市役所職員の方々の最終的な仕事なのかなという思いでもいるわけでございます。このことをしっかりと大切に、どうすればよいかということを行っていかなければならないというのが、私の今回の質問の趣旨でございます。その段階で答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 議員おっしゃるとおり、アンケートの結果では70%の方が住みたいということで結果が出ております。

一方、きのうもちょっとお話をしましたが、転出意向の方が約2割程度います。ただ、その中でも、すぐに行きたいという方はごく少数でございまして、約9割強の方が、いずれはということになっております。ですので、その方々を少しでも歌志内に長く住んでいただけるように、交通の足の確保についてもいろいろな面で研究させていただいて、取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番(下山則義君) きのうの質問でもちょっと出たのですが、やっぱり交通が不便ということで、何か考えがないのかということ、私もいろいろとそれに思うものはあるのですが、正直なところ、きのうはコミュニティバス、あるいはデマンドバスといった、そういったもののお話も出ました。あるいは今、歌志内市でいうと、それこそチロルの湯、入浴する方は迎えに行き、今、送りにも行っていると。そして、市立病院で診療する方々は迎えに行き、そしてまた、送りもしている、そんなようなことができると同時に、きのうの質問で、デマンドバス、コミュニティバス、私も正直、勉強不足でわからないのですが、それがどうしても中央バスの関係で、その時間帯、あるいはその路線、これはだめなのですよ、法的なものがあるのだめなのですよというふうな答弁がありました。本当に恥ずかしいのですが、正直、その法律云々が詳しくわかりません。少しそのことについてお話ししていただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長(川野敏夫君) 松井企画財政課長。

○企画財政課長(松井敬道君) その部分につきましては、既存のバスの事業者さんがおります。その部分に自由に路線が入ってくると、結局は収支が悪くなって、撤退ということにもなりかねませんので、許可が必要になります。その部分につきましては、交通会議の許可という部分で、既存の事業者も入るような形になります。その中で同意が得られたものにつきましては、その部分で参入することができるような形になりますけれども、きのうもちょっとお話ししましたけれども、一般的には、そういう部分につきましては、反対というか、意見を述べるということで、それ以外の朝の早い時間、運行していない時間ですとか、収支に影響のない、運行が終わってからの時間帯ですとか、あと、既存路線の部分に接続する部分、例えば沢町の奥から幹線道路までですとか、そういう部分につきましては影響がないと思いますので、合意は得られる可能性はございますけれども、そうすると、一方、余り人数がいらっしゃいませんので、収支の部分は市のほうで委託料になるのか、それとも自前になるのかわかりませんが、その分を負担しなければなりませんので、そういう部分では、現実的ではないということで、きのう、申し上げました。

○議長(川野敏夫君) 下山則義さん。

○4番(下山則義君) 現実的ではないということで答弁いただきました。

ただ、以前に焼山線というのがあって、それに乗る人が非常に少なかった。その関係で、費用対効果、そんなことも考えながら、これはどうなのでしょうかねというところから今の現状があります。そして、それをすることによって、もう1本のほうを守りましょうというような状況が当時はありました。私も道道沿いの住宅に住んでいて、まさに窓からバスが毎回毎回見られるような状況なのですが、守りましょうといった1本のバス、今現在、お昼だとか、そういう時間を見ると、正直、見た瞬間に、何人乗っているなというのがわかるような状態、1人か2人か3人、そのようなバスが常時走っています。以前は、焼山線は人数が少なくなったので、幾ら出してくださいねというふうな話から、そんなような状況になっているのも事実です。いずれもう1本のほうもそんなような形になるのではないかと私は思うのですよ。

であれば、それに手を打つというのは、正直、そうすると、今まで使っていたチロルのバスですとか、病院のバスですとか、小学校へ向かうスクールバスですとか、それも考え直さなければならないような状況になってしまうのですけれども、それはそれで別に置いておいて、今の状況を何とか考えていかなければならないのが今なのではないかと思うのですよね。いずれ歌志内を通るバスにもお金を出してくださいとなったら、これはそこまでしてやるべきなのか、あるいは、歌志内市でできるものであれば歌志内市でやってしまってもいいのではない

か、そのぐらい大胆なことをやっていかなければ、正直、先ほどもちょっと考えがあって言ったのですが、歌志内市に住みたいという人たちは67%、いずれは出たいという人を別にしてですね。それを100%にするのが我々の仕事だと思うのですよ。そんなことも目標に置きながら、何かしらのことを考えてやっていかなければならない。正直、その辺のところ、詳しく私はわからないのですが、一緒になって考えてやっていかなければならない状況にあるのかなという思いでございます。答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） お答えいたします。

議員おっしゃっているとおり、アンケートの結果、市民の皆さんが7割を超える数字で歌志内に住み続けたいと。私にとりまして驚くような数字とっております。また、全体を見回すと9割近い数字。転出というのは社会的な現象もあるでしょうけれども、子供さんのところに転居されるとか、いろいろな要因があるという中では、アンケートの数字というのは、私どもにとって非常に心強いというか、市民の皆さんの気持ちを受けとめなければならないというふうに思っております。

御質問の、足の問題でございます。議員御指摘のとおり、現在は基幹となっているバス路線については黒字運行といいますが、ドル箱路線とは聞いておりますが、経営的には非常に厳しくなっていると、このような情報もいただいているところでございます。いずれここについても補助という部分での要請は来るものと、そのように理解はしております。

そういう段階で、市として、足、交通手段というものをどうとらえているか。まさに御指摘の部分については、内部的にも議論を重ねているところでございます。いろいろな方法があります。しかし、現在、ここに営業路線が走っているということが、我々、次の段階に移るということ是不可能にさせているということも事実でございます。

もう一つは、コミュニティバス、デマンドバスというのもよろしいのですが、市内だけ走ればいいのかと、こういう問題も残ります。当然、市民の足ということですから、市外につながるという部分も考えていかなければならない。過去には、今はもう話は途切れていますが、赤平との接続の問題等々含めて議論をしたことはございます。しかし、現状は、中央バスの状況を見るしかないのかなと。

ただし、もう一つ、市外については少なくともそういう路線はございます。問題は市内。本数の問題を含めて、市内の移動の問題について、どういう方法があるか。先ほど課長から説明申し上げましたとおり、競合する路線というのは非常に厳しいということで、焼山線が存在したときは、競合しないように、文珠の今の社協さんの前を通るとか、いろいろ細工をしながら補助を行わせていただく、あるいは通っていないところを何とか通すということをしてきましたが、それも不可能になって、そういう意味で、先ほど御質問ありましたチロル、あるいは病院の通院バス等々含めて、そういうものをもう少し拡大しながら、いかに皆さんの足として確保ができないかと、これを今、議論している最中でございますので、これも時間の経過の中で、姿が見えるように、また議会のほうへも経過を報告しながら、御協力いただくことになるのかなと思っておりますので、現在はこうだということは確定しておりませんので、言えませんが、間違いなく検討しているということで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。

正直、そういうふうな話し合いも、議論、協議ということがあるということを知らないで、こんなような質問に立ってしまったわけでございます。ちょっと申しわけないなという気持ち

もあるわけですが、ただ、今、歌志内市で一番困っているのは、やはり出て歩く、そのことが一番なのだと思います。我々の仕事は、本当に歌志内に住み続ける、それが100%いたいのだということ形づくることなのかなという思い、そうすると、周りからも歌志内をのぞいてみたいということが起きてくるわけなのだと思います。これからもよろしく願うところでございます。

次の質問に移ります。

まちづくりの方向性で、近隣の市町村との広域連携によるまちづくりを進めるという項目で質問させていただきました。正直、この質問、アンケートのまとめたものの10ページですか、そこが一番下に米印で書いているものがございまして、そこにコンパクトなまちづくりを基本としつつもというところから書いたのですが、正直、私、ぼーっと生きている人間なのですが、結構こういうところに目がいってしまうタイプの人間でございます。この文章の裏には何かあるのだろう、この言葉の続きはさて何だろうということを常に考えてしまう人間でございますので、恐らく何かあるのだろうなど、そういうふうに思って質問いたしました。そして、今回は23%の市民の方々が、これをやっていくべきだ、歌志内だけではどうしてもできないことを周りの市町村と協力し合いながらやっていくべきだということで私のほうは認識しています。

その関係からいきますと、このことについてはもっともっと議論しながらやっていかなければならないのだと思いますし、もう既に私たち議員にも投げかけられて議論しているもの、あるいは新聞報道で、今まさに歌志内市の近隣で行われているものがございまして。

その一つは、上歌にある最終処分場です。赤平のほうでそういう状況、今のよう状況なので、何とか歌志内のほうでお願いしたい、そんなことが先日の行政常任委員会の中で議論されました。私もいろいろと質疑させていただいたのですが、お互いに入れるもの、同じようなものが入ってきますよという流れ。最終的には、私、まだ1点、確認できていないなと思うところがあるのですが、それはまあいいでしょう。同じようなものが入ってくる。そしてそれを、4対6の比率の量で入ってくるのだけれども、これからずっと入れ続けても37年間もちますよというような状況でお話が、説明がございました。37年間もつというのであれば、正直、私もここにおられる方も、そのころにはどうなっているのかなというふうな思いでもいるのですけれども、それだけもつのであれば、そして、赤平のほうの状況を聞きますと、これから3年間かけて市民の方に説明をして、さらに5年なり何年なりかけてそれをつくって、それから入れることになるのです、歌志内市さん、お願いできないでしょうかという話が来ていますが、そういうのであれば、私はどんどん話を進めていってもいいのかなと、そんな思いでもいます。まずはその点について考えをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 上歌の最終処分場についての御質問でございます。現在、赤平さんに対して、今後、最終処分場について、赤平としてどう考えていくのかという投げかけをしているところであります。その意味というのは、おっしゃるように、今後も歌志内とともに、歌志内の最終処分場を利用しながら続けていきたいという、そういうお考えなのか、あるいは、赤平みずからが最終処分場を確保すると。ただし、それまでは、おっしゃるように最低でも5年はかかると思います。この間を歌志内のほうに要請をすると、こういうことなのか、この辺の、我々、見きわめがつかまませんので、赤平として意思表示をはっきりしてくれという考えであります。

例えば、自分でみずから用意するというのであれば、その年数がどれくらい必要なのか、

こういうことを我々は見きわめて、地域に対してしっかりと、上歌の最終処分場については上歌の町内会と協定を結んでおりますので、ここにしっかりと説明をして、御理解をいただけるのか、あるいは、歌志内の市民の皆さんの御理解をいただけるのか、また、議会の同意をとれるのかと、こういうあたりを手段として進めていかなければなりません。したがって、考え方をはっきりしてくれということ、今、答えを待っていると、こういう状況でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 先ほど私、質問の中で、私の考えとしてはということ、ちょっと話してしまいましたが、それはあくまでも私の考えということを知っていただきたいと思えます。

今、市長のほうから答弁いただきました。でき上がるまで、正直に言うと、赤平で、そういう状況、ぎりぎりの状況になるのなら、もっともっと前に、もう10年前からそういう話があるのが本当だと私は思います。それが今の段階で、今の状況で急遽ということになるのであれば、私の考えとしては、昔ながらの向こう三軒両隣、その思いで赤平と話し合う、そしてお互いに納得するように、それを進めていく。それと同時に、これから赤平とも強い絆を結んでいく。今でも赤歌署ですとか、交通の安全のことですとか、プールのことですとか、いろいろとやっているわけです。これからさらに赤平ともそのような形をつくっていくのが本当なのかなという思いと、お互いに助け合う、そして、それでいて歌志内市にも必ず利益があるような状況、これもしっかりとつくっていかねばならないと思えます。

これについてはもう1点あります。砂川方面で、上砂川、奈井江、浦臼、給食センターということで始まるのだという新聞報道がありました。私は正直、歌志内市はなぜそれに加わらないのかなという思いでもいたのですが、そんな関係で、いろいろと聞いてみますと、何かしら違う方向性で、あるいはそこにいけない理由があつてということ、をちらちらと耳にします。その辺のところ、詳しくわかりません。

ただ、歌志内市も先日、行政常任委員会で学校給食の給食センターのほうに行っているいろいろな話を聞いて、給食センターがどのぐらい前にできて、そしてそれが今後どうなっていくのかということに関しても審議させていただきましたが、まだもつのだという話でありながらも、どんどんボイラーの関係ですとか、修理、修繕が徐々に膨らんでいくのではないかというような答弁もいただいているのも事実です。キャパが450食あるのだけれども、今使っているのは百五、六十。そのものを歌志内市だけで賄っていくのか、あるいは、先ほどの流れから、広域で行って、それで歌志内市も少ない金額でそのものを得られるのか、それがどのような形になるのかは別にして、これも何らかの形で広域でということにはならないのか、少し答弁いただければと思えます。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 広域行政ということでございますが、既に広域行政については、御承知のとおり、歌志内の場合は衛生組合方式もあります。あるいは広く言えば、5市5町の中空知広域圏等々、いろいろあります。そういう中で、現在の広域行政というのは、多くの自治体が一つになるというよりは、お互いメリットのある自治体が、それぞれがそれぞれの考えにおいて判断をしていくと、こういう方向になってきているのかなと思えます。今までの広域行政は広域行政として継続して持っている。今後の複数の自治体でやるということは、お互いの自治体にとってメリットがなければならぬということであつて、片方が負担になる、片方だけがメリットを受けると、こういうことにはならないというふうに思っております。既に歌志内も、先ほど言いました衛生組合もそうですし、近いところでは赤平さんとし尿の搬送の問題、

あるいは下水道処理の問題から、どんどんどんどん進めているというのが実態でございます。

そのほかに、今、給食センターの話が出ましたが、これが将来的に見て、必ず歌志内として、行政として、今後も続けていかなければならないものなのか、あるいはほかの自治体と協議を進める中で解決していくのが正しいのか、これはやはり皆さんの意見を聞いたり、あるいは実態を確認したりしながら決めていかなければならないと思います。

現在、砂川さんに乗らなかったというのは、またそれはそれとしての、我々、検討する中で、我々だけの都合で言えることではなくて、今進めている自治体の方々の、おっしゃった給食のキャパの問題もありますので、こういうところ、それから、私どもはどこと提携するのが最も効果があるのかということも含めて、将来的に判断をしていかなければならないなど、そのように考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） この件につきましては、私のほうもわからないながらもいろいろと周りから教えていただいた経緯があります。給食センターの仕事となると、今回の砂川で行うものに対して三つのまちが入ってくる。委託でやるのだというような流れのもので説明がありました。正直言うと、そうなると、砂川の給食センターに全てお任せですよ。でもその仕事の中には、給食をつくる、そしてそれを運ぶ、回収する、さらには洗浄する、保管する、そんないろいろな業務があると。そこに歌志内市が入っていく、仕事として、歌志内の市民が、あるいは歌志内の人がそこで働くというのは、運送ぐらいなのかなというような話しか出てこないというのも、私の聞いた中では事実であります。であれば、ちょっと今働いている方々、そういったことを考えると、難しいのかなと。

あるいは違うところで、今、市長のほうから話がありましたけれども、違うほうのところでやっている内容はさてどうなのかなということもしっかりと確認しながら、それは歌志内市にとっても都合がよい、そして一緒になる相手も都合がよい、そんなような状況というのを確認しながら進めていただきたいと思います。

ただ、規模的には、もう歌志内だけではなくて、そろそろそういう形で広域でやっていくのか。先ほどのただし書きにもあったように、広域でまちづくりをやっていく、それも必要なかなという思いでございます。この質問に対する最終的な答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 歌志内で職場を失う皆さんがおりますので、このことに関して、我々、どう手当をしていくかということが議論の一つになろうかなと思います。しかし、だからといって、歌志内の規模からして、この投資というもの、いわゆる費用対効果、これが適正なのかということは、これから評価していかなければならないと思います。ということは、御承知のとおり、行政全般の財政状況というのを見ながら、今後、財政運営をしていかなければなりません。5年、10年、15年先を見通した、いわゆる長期にわたる考え方というものを持っていかなければならない。

特に最近言えるのは、病院、医療機関の存続ということが大きな問題になっております。歌志内、今黒字といいますか、何とか安定した経営という、表面的にはそうっておりますけれども、一般会計から相当な金額を出しているということは事実でございます。これは行政、一般会計が出せる状態だからいいのであって、これはほかの自治体を見ていただければわかりますが、大きなお金ではないのですけれども、そのお金を捻出するために大変な苦勞をされている。人件費等もいろいろ影響があるように聞いておりますが、ここのところ、歌志内が10年前から非常に厳しい状況になって、ここまで苦勞して再建に時間をかけたと、こういうことを

考えますと、やはりそういうところから、ふだんから目をつけて、穏やかな形で前に進めていくということを心がけていかなければならないと思っております。ただし、おっしゃるように、そこに働く方々のことも十分に配慮しながら、次の段階に進んでいきたいと、このように考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。

大きくは、やはり市民のためにということを中心として、財政で許される状況づくりということを踏まえながら、一步一步進んでいかなければならないのだということによって答弁いただきました。

次の質問に移ります。

英語教育、そして検定試験の内容でございます。

12月の最初のころでしたか、ちょっと私も薄い記憶なのですが、NHKの放映で、3歳の幼稚園の子供だったかな、準2級の英語の検定に合格しましたという内容のものが放映されました。それを見て、歌志内でもそういったことで保護者の方々に助成するというのを思い出して、今回、歌志内は今どういう状況になっているのかということで質問させていただきました。

先ほどの答弁ですと、小学校5名、中学校2名、合計7名受験されたと。受けたものは別にして、全員が合格しましたよということで答弁をいただきました。もう少し人数が多いのかなと思っていたのですが、まあそれはそれで、余りどんどんそれに押しつけてしまうと、嫌になってしまったら困りますので、ただ、こういうことを実際やっていく、そして子供たちが一つ一つ段階を踏んで高みをねらっていくという言い方はおかしいのかな、臨んでいくというようなことは非常にいいことなのかなと。それと同時に、興味を持たせる内容なのかなと。と同時に、その保護者の方々にも影響を与えるのだろうかということで聞かせていただきました。

さらに、子供のころからずっとやってきていますから、さらに検定以外でも、英語のことにに関して、世界の共通語ですから、どこに行ってもその言葉で通じますので、それをどんどん行っていくべきなのかなという思いでございますが、答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） 議員のおっしゃられるとおり、英語教育につきまして、今年度から始まったばかりということで、今現在、10月に実施された検定試験においては、小中学生合わせて7名ということになっております。最近になってちょっと聞かされた部分では、今後、英語検定につきましては年3回を予定されておまして、通常の間隔でいきますと、5月、10月、1月というような、年間、この近辺では3回の検定が行われているということで、ちょうどきょうになっての話でございますが、中学校の2年生が3名程度、級はちょっと何級に受験するかはまだ承知しておりませんが、3名が1月の試験に受験しそうだという情報も入ってきております。

そのような中で、少しでもこのような検定の試験に、小学校も中学校の先生方も、やはり英語の授業の中で、実力の過程を見た中で、どうだというような話で、当然、力試しをしてみたいな感じでPRというか推し進めている部分もあろうかと思っております。このことが、英語の検定のこういうような受験に参加していく、級は別といたしましても、そういうような積み重ねの中で、いろいろなそういう環境の中の対応力も身につけられるのかなと思っておりますので、今後においてもPRというものを、また学校の先生方の連携をとりながら、この辺の拡大ということにしていきたいなというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） そうですね。ただ、押しつけになってしまうと、これは子供たちが重荷になってしまいますので、やりたいような状況づくりというのを学校の中でつくり上げて、そして先生たちのほうからの話の中で、友達との話の中で、では私もやってみようかなというような、そんな形づくりが必要なのかと思います。本当に英語というのは、話のできない私にとってはうらやましいというのと、これからは絶対に必要なものなのだとすることを踏まえて、このことにつきまして進めていただきたいと思います。わかりました。

次に、最後の質問になろうかと思えます。教育行政についてという大きな括りで質問させていただきましたが、正直、教育行政執行方針というのがその年度、年度に出てきて、今回、方向性ということで、教育長の考えをお伺いいたしました。

今まで私の知る限り、歌志内市では、学校関係者、教育関係者がずっと教育長ということでやってきたのかなという思いでございます。今回も教育長がかわられるということに、この次はどなたなのかなということちょっと見守りながら待っていたのですが、偶然と必然が相まってということでしょうか、そして当然のごとく、渡部教育長が登場いたしました。渡部教育長の登場には、行政の職員全員、教育関係者も、我々も、なるほどなという思いでいるわけでございます。

その関係で、トップがどのような考えのもとにこれから推し進めていこうかなということ、考えがしっかりとその組織にわからなければ、正直、組織が一番困ると思うのですよ。まずトップがトップの考え方を示して、進む方向性を示さなければならぬという思いで、今回、聞かせていただいたわけなのですが、正直、内容についてはわかりました。

ただ、今までも行ってきたこと、そして、これからもやっていかなければならないこと、もう既に決まっていることもありますから、そういったこともしっかりと押さえながら、渡部教育長の色をこれからどんどん出していってもらいたいと思うのですが、今、現にやっていること、そして、義務教育学校、今まで話をしてきた、子供たちが学校帰りに集まってきて、学童ですか、そういったものがこれからまだつくりたいのだという考えが、以前、示されていましたが、そういったものについても、これからはもとに戻って確認しながらそれを行っていく、そういったことで先ほどの答弁というふうに思うのですが、それでよろしいのか、まず答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部教育長。

○教育長（渡部一幸君） 先ほどの義務教育学校の開設、それと、児童館などの複合施設の開設というところが大きなものがあると思いますが、これにつきましては、今までのプロジェクトで検討しているだとか、いろいろな協議会で検討している部分、それを含めまして、今後、それを押し進めてまいりたいというふうに考えております。

教育行政の方向性ということだったものですから、こういう教科書的な部分のお答えになっていると思いますけれども、私の考えという部分でいえば、教育関係者ではないということ、これはハンディキャップとしては考えないようにしたいというふうに思っております。これまでの行政経験ですとか、現在、私も子供を育てておまして、小学校、中学校にもまだ通っているということもございますので、保護者目線で見たいもの、感じたものを、これから学校のほうといろいろ協議しながら、そういったものを施策に反映していければなというふうに考えております。

また、教育の最前線にいるのはやっぱり先生たちでございます。いろいろな課題等ございますので、そういった先生たちの負担を軽減しながら、子供たちと向き合う時間、これを十分

とっていただけるような環境整備をしていくのが教育委員会の役目ではないかなというふうにも思っております。

また、ちょっと私の考えの部分を言わせていただければ、歌志内だからという、否定的な部分ということではなくて、歌志内だからこういうことができるというような肯定的な物事で考えてまいりたいと、自分に言い聞かせている部分なのですけれども、そういうふうと考えていただきたいと思っております。

そういった意味でいけば、歌志内、高齢化率が高いということでございますけれども、逆に言えば、そういったことでは、お年寄りと言え失礼ですけれども、そういう方がたくさんいるということでございますので、子供や若者たちを、そういった人たちが、見守ってくれる人がたくさんいるということ、教えてくれる人がたくさんいるということ、応援してくれる人がたくさんいるということで考えていけば、これほどよいことはないのではないかなというふうにも思っております。

子供たちには笑顔があふれるような学校教育にしたいということで、教育委員会で一丸となって頑張っていきたいという思いが今の感じでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君）きのうも教育長になって初めての答弁、聞かせていただきました。教育関係者でないから難しいのかもしれないということを以前にもちょっと立ち話的に話を聞いた経緯があるのですが、そつのない答弁で、今もありましたけれども、家庭の子供が今学校に通っている、私こそが教育の当事者なのだと、そんな言い方で、その当事者が学校に入って、そして学校の先生方と一緒に教育をつくり上げる、学校の先生にしてみたら、正直、困ったPTAになってしまうのかなというふうな思いでもいるのですが、ただ、それをなしにして、一緒になってつくっていくのだと。そして、今おっしゃられたように、市民の方々、さまざまな方々に手伝っていただいて、今いる先生方を育て上げる、それも我々、そして市職員の役割なのかなというふうなことも考えます。期待しています。よろしくお願いします。

これで、本日の私の一般質問を終了いたします。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さんの質問を打ち切ります。

質問順序6、議席番号5番、谷秀紀さん。

一つ、新公会計に基づく財務書類を活用した財政分析の件について。

一つ、新公会計を活用した公共施設修繕計画の策定の件について。

以上、2件について。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君）令和元年度の一般質問、最後の質問をさせていただきますが、2件、8項目について質問いたします。

議長、ここで許可をいただきたいと思えます。

内容は、実は質問通告書の2ページの上段より2行目に脱字がありましたので、挿入を認めていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 2ページ。

○5番（谷秀紀君） はい。

○議長（川野敏夫君） はい、どうぞ。

○5番（谷秀紀君） ありがとうございます。

①の次の「と」と「、」の間に、平仮名で「して」の2文字が脱字をしておりましたので、

この挿入を認めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 意味は変わりませんので、よろしいです。許可します。

○5番（谷秀紀君） ありがとうございます。

それでは、内容に入りたいと思います。

質問の内容に入る前に、公会計については、新しい地方自治の会計の仕組みともいえますので、どのようなものかという内容について申し上げて、本題の質問に入りたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、本件については、当然、所管は御理解しているものと思いますが、平成18年5月に「新地方公会計制度研究会」が策定した報告書以来、多年度にわたり、公会計制度改革の背景と意義などの文献等も含め、「総務省自治財政局財務調査課」より示され、今日まで「新公会計」と呼称に至るまで何回も改定されてきたわけですが、平成30年7月に改定された内容について申し上げますと、新公会計については、公会計制度改革とも言われ、現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方公共団体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取り組みのことで、今までの地方公共団体の会計については、現金主義会計で単式簿記であったことから、この単式簿記、現金主義の官庁会計では、行政サービスに係るコストを適切に把握することができず、地方公共団体の総合的な財務状況が把握しづらく、予算審査などの内部管理への利用が困難で、住民にとってもわかりづらいという課題があったとも言われております。

そこで、①として、資産や債務の整理、②として、費用の管理、③として、財務情報のわかりやすい開示、④として、行政評価・予算編成・決算分析との関係づけ、⑤として、議会における予算や決算審査での利用などという目的で、地方公共団体の公会計制度の改革が進められてきたところであります。

そこで、企業会計と同様の「複式簿記・発生主義」を適用した新しい公会計の導入が求められることになったものと考えます。

そして、総務省は、地方公共団体に対し、企業会計手法を全面的に採用した「基準モデル」と、既存の決算統計情報が活用可能な「総務省方式改定モデル」の2種類の会計制度を地方公共団体に提案をしたところですが、総務省方式改定モデルは段階的に基準モデルに移行することを目的としていますので、最初の年度の作成時の負荷（負荷となる仕事）は比較的軽微だけど、継続作成時においては、段階的な固定資産台帳の整備に伴っての負荷があると言われております。

ですが、各地方の公共団体には、そのどちらか一方のモデルを選んで連結ベースで、①として、貸借対照表、②として、行政コストの計算書、③として、資金収支計算書、④として、純資産変動計算書の4表を整備することが求められているものと考えます。

して、さらに総務省は、既に平成19年には「新地方公会計制度実務研究会報告書」を公表して、中小規模の地方公共団体などにも基準モデルか総務省方式改定モデルのどちらかの方式による連結財務書類も含めた財務書類の作成が円滑に進むように不順などを示して、また、一方では、全国のブロックごとに説明会の開催を進めたこともあって、全都道府県並びに各中核都市と、さらには中小団体も含めた全国地方公共団体における財務書類の整備が急速に進んだこともありまして、現在では、全地方公共団体の93.7%が財務書類を作成または作成中にいたっているのが現状でございます。

公会計の内容の視点について申し上げましたが、ここで、本題の質問内容に入りたいと思います。

件名 1、新公会計に基づく財務書類を活用した財政分析の件について。

質問の趣旨といたしましては、財政分析について伺いたいと考えておりますので、理解ができます答弁の内容をいただきたいと思っております。

質問の①でございます。地方自治体の会計については、現状、単式簿記での運営であり、現金の出入りに特化した財務の一部だけしかよくわからないとの話もあります。

また、近年において、財政破綻して再建中の自治体もありますことから、自治体の会計基準も、徐々ではありますが、改善がされていると文献にも記述されている昨今です。

特に公営企業については、民間と同じように財務分析ができる状況になってきているのが特徴ですが、一方では、一般会計についても、決算統計等の改善も行われているようで、このようなことから、新公会計制度に基づき、財務書類も改善されて、詳細な財務分析、あるいは他自治体との比較というようなことが可能になっているものと思っておりますが、現在の当市の財政状況については、他の自治体との比較を含めて、どのように分析をされて、また、どのように活用されているか、お答えを願います。

質問の②でございます。公会計の制度整備の目的としては、地方分権の進展に伴い、今まで以上に自由で、かつ責任のある地方経営が地方公共団体に求められております。

そうした経営を進めていくためには、内部管理の強化と、外部へのわかりやすい財政情報の開示が不可欠であると言われております。

したがって、新たに公会計の制度整備の具体的な目的としては、どのような内容のものか、伺いたいと思っております。

質問の③でございます。公会計の制度整備の基本的な考え方として、財務書類の体系化に当たり、国と地方の財政上の結びつきなどを考慮するとともに、地方固有の取り扱いを踏まえ、原則として、国の作成基準に準拠するとなっておりますが、当然、財務書類の体系については、その中の4表なども含まれているものと思っておりますが、このほかに準拠する内容とはどのようなものがあるかを伺いたいと思っております。

件名の2でございます。新公会計を活用した公共施設修繕計画の策定の件について。

質問の①少子高齢化による人口減少社会の中で、当市の公共施設などが耐用年数を超え、または迎えているのが現状ではないかと推察をしております。

そこで、毎年予算を節約して基金に積み上げるのも一つの施策ですが、私は、公会計の制度整備の中には、固定資産台帳を整備することになっておりますことから、当然、担当所管においても整備をされているものと考え、このことを背景に、必要な修繕や更新については、次世代につけを回すことなく、適切な修繕、更新を行うことにより、大規模工事を必要とする事態を防ぐことにもつながるものと考えますが、この点についての所見を市長に伺いたいと思っております。

質問の②新公会計を活用する中で、公共施設修繕などについては、総務省は、総合管理計画の中で策定と見直しを求めている実態もあります。

担当所管においては把握をされているものと思っておりますが、策定と見直し等について、求められている状況があるとしたら、その内容等について示していただきたいと思っております。

質問の③でございます。公共施設の修繕、更新などにつきましては、企業会計で用いられる発生主義及び複式簿記の考え方を導入した財務4表もありますが、それだけでは財政の状況がわからないところもありますので、固定資産台帳をもとにして、計画的に維持管理や修繕及び更新をしていかなければならないものと考えますが、新公会計の制度に伴う固定資産台帳の整備をされているものと思っておりますので、その概況と、市長の見解を伺いたいと思っております。

質問の④でございます。固定資産台帳（新公会計に伴う）による当市の資産（財産）は、現在の評価額は帳簿上でトータルは幾らなのか、伺いたいと思います。

質問の⑤でございます。最後の質問に、市長より率直な答弁をいただきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

質問の4番では、固定資産台帳に記述されております評価額についてはトータルで伺いましたが、当然、市庁舎の分も含まれているものと考えますので、市庁舎の分だけの評価額は幾らになっているのか、示していただきたい。

当然、老朽化が進んでおりますが、資産は帳簿上の純額でありますので、原則としては、取得原価に基づいて評価額が算出されるものと認識をいたしておりますが、老朽化の現状を考えますと、新公会計を活用して、質問2番でいたしました総合計画の中で、庁舎建てかえの策定と時期を考え、現在、17億円あります公共施設等整備基金を、他の施設の使途と一緒に考えて建てかえ事業をできないか、市長の見解を伺っておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） ここで、10分間休憩をいたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私から、件名の1、新公会計に基づく財務書類を活用した財政分析についてと、件名の2、新公会計を活用した公共施設修繕計画の策定の件について御答弁申し上げます。

件名の1の①新公会計に基づく財務書類の分析と活用等についてでございますが、本市では、国からの通知を受け、発生主義と複式簿記を前提とした統一的な基準による財務書類を平成27年度決算から作成し、公表をしております。

平成27年度の財務書類の作成は、国の期限を1年前倒して行ったため、類似する団体のデータはほとんどなく、他の自治体と比較はしておりませんでした。平成28年度の財務書類からは、把握可能な人口1万人未満の自治体の前年度データの平均と比較をしております。

分析と活用につきましては、人口1万人未満の自治体データは前年度データとなることと、行政面積や財政規模の違いも大きいことから、参考程度にとどめ、主に本市決算の住民1人当たりの資産と負債残高、純資産比率、資産老朽化比率、負債比率などを経年で比較することにより、財政運営に活用しており、現在のところ堅調な財政状況であると分析をしております。

また、毎年、統一的な基準により作成した財務書類4表と、各指標などを含めました概要版を作成し、ホームページで公表をしております。

次に、件名の1の②公会計の制度整備の具体的な目的についてでございますが、公会計制度整備の具体的な目的は、資産債務管理、費用管理、財務情報のわかりやすい開示、政策評価、予算編成、決算分析との関係づけ、地方議会における予算・決算審議での利用などがあります。

次に、件名の1の③公会計における国の作成基準を準拠する内容についてでございますが、新地方公会計制度時の国の作成基準を準拠する内容は4項目ございまして、発生主義を活用した基準設定とともに、複式簿記の考え方の導入、地方公共団体単体と関連団体等を含む連結ベースの基準モデルの設定、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計

算書の整備、総務省方式の改定にも配慮した基準モデルの設計でございましたが、複数あった会計モデルは、現在、統一的な基準で作成することとされております。

次に、件名2の①公共施設の修繕、更新についてでございますが、本市では、これまでの行政需要の増大に応じて整備した公共施設等の老朽化が進みますので、今後の行政需要を見据えるとともに、財政状況等を勘案し、適切な時期に更新、統廃合、修繕や改修等による長寿命化を図っていく必要があると考えております。

次に、件名2の②総合管理計画の策定と見直し等についてでございますが、公共施設等総合管理計画につきましては、策定時の検討時点において把握可能な公共施設等の状況や取り組み状況等を整理し、策定したものであることから、その内容につきましては、策定後も総合管理計画及び個別施設の策定に伴い、実施する点検、診断や個別施設計画に記載した対策を反映させるなど、不断の見直しを実施し、順次、充実していくことになっております。

次に、件名2の③固定資産台帳の整備概要等についてでございますが、固定資産台帳につきましては、平成28年3月に平成26年度分までを整備し、その後、毎年更新をしており、同台帳を活用した統一的な基準による財務書類の公表につきましては、平成27年度分から実施をしております。

固定資産台帳をもとにした計画的な維持管理や修繕、更新につきましては、管理施設が多い公営住宅、教育施設、橋梁につきましては、別に個別施設計画を策定しており、その他の施設は、市内唯一、または施設数が少ないことから、個別施設計画までは作成していません。各所管の修繕計画及び毎年ローリングしております総合計画の実施計画等により管理をしております。

見解につきましては、発生主義における財務書類はあくまでも現金主義会計の補完ではございますが、現金主義会計では把握することができない情報でございます。資産や負債などのストック情報や、現金主義会計では見えにくい減価償却費や退職手当引当金などのコスト情報、現金の流れであるキャッシュフローを一覧的に把握できることから、財政状況の透明性と健全な財政運営に資するものと考えております。

次に、件名2の④市庁舎の評価額と建てかえ等についてでございますが、平成30年3月末の一般会計等の資産は、固定資産が137億5,707万円で、内訳は、庁舎、学校、市営住宅などの事業用資産が88億8,569万円、道路や公園などのインフラ資産が14億239万円、物品やソフトウェアなどが1億6,987万円、有価証券、出資金、財調を除く基金などの投資その他の資産が32億9,912万円であります。流動資産は8億5,367万円で、内訳は、現金預金が1億9,213万円、財政調整基金、未収金などが6億6,154万円で、固定資産、流動資産を合わせました資産合計が146億1,074万円あります。

なお、平成31年3月末の資産の状況等につきましては、現在作成中で、来年3月をめどにホームページにて公表する予定でございます。

次に、件名2の④市庁舎の評価額と建てかえ等についてでございますが、現在の市庁舎につきましては、昭和42年12月に市民会館として建設をされ、平成11年3月に耐震改修を行い、現在は庁舎として使用しており、平成30年度末の市庁舎の簿価は、耐震改修分も含め6,583万6,802円あります。

市庁舎の建てかえにつきましては、施設を一度改修しているものの、建設から52年を経過しており、老朽化に加え、平成28年には大雨により浸水をしており、建てかえの必要性につきましては十分認識をしておりますが、現在は総合計画に掲載されている事業を優先し、その後が続いてくるものと考えております。

なお、今年度行った市民アンケートの結果は、すぐに建設が必要が13.5%、近い将来（5年後）建設が必要が36.2%、将来（10年後）建設が必要が21.5%、建設の必要はないが22.4%、その他が6.4%でございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） ただいまの答弁を聞いておりますと、実はこの公会計の始まりは平成12年度の年からだと私も記憶しておりますが、12年度から始まって、国はたしか18年、19年の2年間で、各自治体に指針を出したような気がしております。その後、平成26年度に3万人以上の人口、3万人以下の人口に分けて、それぞれ総務省の自治財政局財務調査課から、いろいろな公会計について各自治体に発信されているものの中身だというふうに感じております。

それで、新地方公会計制度研究会が立ち上がったのがたしか平成18年、19年、このころだと思うのですが、このとき4名の委員の方で立ち上げて、この公会計問題を着手しております。

そういったことで、実はこの公会計については、最近まで総務省改定方式をモデルとして進めていたのですが、昨今になって統一的な方式に変えたというか、各自治体にそのような指示というか、そういうふうに通一的にやるようにというようなことになりまして、昨今では、各自治体は統一的な財務関係で整理されていっているのかなど、このように認識もしているところでございます。

そこで、この公会計について、中身を質問すればするほど、非常に複雑というか、たしか総務省の改定モデルを、当初、しなさいということで、このモデルに基づいて、各自治体の中にはモデルをつくってやったところ、また改定、改定で、相当数、改定されているから、どこら辺が本当の総務省の指標なのだということが、だんだんだんだん調べているうちに混乱するような状態にもなったときも、私自身もありました。

そこで、一番わかりやすく、私、今回、13項目ぐらいのポイントというか、ここのところだけは聞いておきたいなというものをちょっと再質問したいと思っておりますので、その点についての答弁をひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

まず、ポイント的にお話ししますと、1点目の再質問ですが、新地方公会計制度研究会の報告書で示されている統一的な地方公会計基準とはどのような会計基準なのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 統一的な地方公会計基準はどのような会計基準かということですが、公的な特性を踏まえた上で、発生主義、複式簿記の導入を前提としておりまして、固定資産台帳の整備も前提としております。比較可能性の高い観点から、全ての地方公共団体を対象としておりまして、統一的な財務書類の作成基準であるといった特徴もございまして、現行の官庁会計のあくまでも補完ということで整備されるものとされております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） わかりました。

2番目の再質問なのですが、当市も含めて、地方公共団体では、今後も現金主義の予算とか決算を行うことになるのか、この辺についても伺っておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 現行の現金主義会計につきましては、現金の収支を議会の民主的な統制下に置くことで、予算の適正な、確実な執行を図るという観点から、特に確定性ですとか客観性、透明性にすぐれた制度になっております。

一方、発生主義会計につきましては、経済事象の発生に着目した会計手法でございますので、現金の支出を伴わないコストの把握が可能ですが、例えば損失引当金といった主観的な見積もりも会計処理に含まれることになります。

両会計ともメリット、デメリットがあるために、発生主義会計は、先ほども申し上げましたけれども、あくまでも現行の官庁会計でございます現金主義会計を補完するものとして位置づけられておりまして、地方公共団体の予算、決算は今後も現金主義会計で行われることとなります。

また、会計方式を変更する際には、予算、決算の様式等を定めております地方自治法の省令などの改正も必要になると思っておりますが、現金主義会計を継続するため、これらの改正もされていないようでございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 3番目の再質問でお伺いしたいのですが、統一的な基準による地方公会計の報告主体の範囲はどこまでになるのか、伺っておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 報告の主体ということでございますが、統一的な基準によります財務書類の作成につきましては、介護サービス事業を除いた一般会計でございます一般会計等財務書類、それと、一般会計等に介護事業分や事業会計、特別会計分を含めました全体財務書類、そして、この全体財務書類に一部事務組合ですとか広域連合、第三セクター等の関連団体を加えました連結財務書類の3種類の公表が対象になります。

なお、関連団体の連結につきましては、その出資の比率等によりまして、全部連結または比例連結することになっております。

なお、当市の公表につきましては、連結対象先の準備が整っていないため、現在は一般会計等と全体のみ公表となっております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 4番目の再質問なのですが、作成することになる財務書類の4表の体系ですけれども、この体系はどのようなようになるのか、伺っておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） この部分は、従前の総務省改定モデルと同様に、貸借対照表、行政コスト計算書、そして純資産変動計算書、資金収支計算書の4表となります。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） それで、5番目の再質問なのですが、4表のうちの純資産変動計算書のその他には具体的にどのような項目の計上を想定しているのか、伺っておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 純資産変動計算書のその他の部分でございますが、この部分につきましては、他の科目で対象とならない項目が記載されると思っております。例えば過年度の修

正等が記載されるものと思っております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） それでは、6番目の再質問に入りますが、発生主義と複式簿記を導入する意義なのですが、この意義について伺っておきたいと思いますが、この意義とはどのようなものなのか、示していただきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 意義でございますが、まず、発生主義を導入する意義につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、現金主義会計では見えにくい減価償却費ですとか、退職手当の引当金など、これらのコストの把握が可能になるということでございます。

もう一方の複式簿記を導入する意義につきましては、取り引きを原因と結果という二つの側面から処理いたしますので、資産ですとか負債などのストック情報や現金の流れでございますがキャッシュフロー情報の両面の把握が可能になることでございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 7番目の再質問を行いたいと思っておりますが、資産評価及び固定資産台帳整備などについて伺いたいと思っておりますけれども、質問として、有形固定資産などはどのように評価するのか、伺っておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 有形固定資産などの評価でございますが、基本的には、国が作成いたしました統一的な基準による地方公会計マニュアル、こちらに基づきまして評価をすることになります。

その概要でございますが、事業用の資産とインフラ資産の開始時の簿価につきましては、取得価格が判明しているものにつきましては、原則、取得価格といたしまして、取得価格が不明なものにつきましては、原則、再調達原価といたしまして、減価償却をすることになります。ただし、昭和59年以前に取得した資産、道路、河川等の敷地で取得価格が不明なもの、無償で譲渡を受けた道路等につきましては、備忘価格として1円として評価することになります。また、物品は、原則、取得価格、または見積もり価格が50万円以上のものを対象としております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） では、8番目の再質問に入りたいと思っております。有形固定資産などですが、再評価する必要があるのかないのかを、この点について伺っておきたいと思っております。有形固定資産など、この点について、お願いします。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 再評価ということでございますが、有形固定資産等につきましては、原則、取得価格の再評価は行わないことしております。例外的に、立木ですとか棚卸資産がございまして、あと、投資及び出資金につきましても、一定の条件により、再評価が必要になることがございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） それでは、9番目の再質問に入りたいと思っておりますが、売却可能資産の範囲なのですが、なぜ地方公共団体が任意に特定することとされているのか、この件について伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 任意としている理由でございますが、売却可能資産につきましては、資産債務改革の観点から、注記することとしておりますが、それぞれの地方公共団体におきまして、同改革の取り組み等、状況が異なることから、売却可能資産の範囲を一律に特定することはせず、地方公共団体が必要に応じて任意に特定することになっております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 次に、10番目の再質問ですが、固定資産台帳は公表を前提とすることとされております。先ほどの答弁では、公表しているようにお話ししておりますので、理解はできておりますが、特に個人情報など、法令による公表のできない情報があった場合、この場合はどのような対処をするのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 個人情報の関係でございますが、個人情報保護法の観点から公表できない情報につきましては、該当する部分を不開示として記載することが考えられます。

当市では、固定資産台帳の全体額につきましては公表しておりますが、今のところ個別の公表までは行っておりません。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） この公表に関連してですが、確認ですけれども、固定資産台帳で公表できるものは、今後、一部まだ全体的に公表されていない、整理中のものもあると思うのですが、今後どのような公表をするのか、また、いつごろを目途に公表するのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 公表につきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、全体額につきましては公表しております。個別の部分につきましては、統一的な基準による地方マニュアルにおいても、公表を前提とすることになっておりますが、まだほとんどの自治体で公表していないという事実もございます。そのため、当市としましても、少し様子を見まして、整備をして、時期がきましたら公表したいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 次に、例えば建物、施設などの補強工事で耐震工事などの耐久性が増す場合、これは固定資産として計上することが考えられます。このような場合、どのように減価償却の計算としていくのか、なるのか、この点について伺っておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） この部分は、まさに市庁舎がこれに該当することになります。最初に取得した建物の全体と、耐震工事とは別々に減価償却することになります。この場合、耐震工事の減価償却につきましては、新たに減価償却資産を取得したものといたしまして、種類、耐用年数等も最初の建物本体と同じものを使用することになります。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） それで、固定資産の現物確認というか、棚卸だと思っておりますが、現物確認についてはどのような点に注意をしなければならないかということが考えられますので、この辺についても伺っておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 固定資産の現物確認ということでございますが、これにつきましては、一番最初に固定資産台帳を作成するときに重要になります。一度ベースを作成いた

しますと、その後は主に増減の確認になります。最初に作成する際には、固定資産が確かに存在して、当市の所有であることや、財産台帳や備品台帳、道路台帳など、関連台帳との整合を図ることが重要でございます。また、新規に取得や異動した資産以外につきましても、年1回を基本としまして、現物確認と期末の固定資産台帳と貸借対照表、こちらの数字が一致しているか、こちらについて確認することが必要になると思います。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 基金や有価証券、徴収不能の引当金なども含めて、固定資産台帳で管理する必要があるのか、この辺について伺っておきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 基金につきましては管理をしておりますが、固定資産台帳での管理を妨げるものではございませんが、当市では固定資産台帳ではなくて、別に管理をしております。その数値につきましては、貸借対照表に反映をさせております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 先ほど市庁舎の建てかえの関係で答弁いただいているわけですが、けれども、実は市庁舎の現在の状況を見ても、これは誰も皆さんが理解をしているところだと思うのですが、実は外部からの、市に対して用事がある方々が出入りの頻度も相当あると思うのですが、実はトイレの問題だとか、外部の方も、トイレの問題、それから、女性職員の方々も含めて、更衣室だとか、そういう問題を抱えているのではないかと、このように考えます。

そこで、やはりそういうことも見据えた上で、市の庁舎をやはり早く着手したほうがいいのではないかと、私はそういう考えで求めたのですが、やはりそういうことを含めますと、今現在も外部から来る来客の方には、確か市民課のところには、プレートには小さくトイレ2階という表示があるのですね。でも、実際には、外部の人には目立たない表示になっていると。これは単純なことだと思うのですが、もう少し外部の方に親切な表示があつていいのかなと。そして、トイレの利用も2階までという表示になっておりますので、そういうことも含めて、この空知管内というか、この近隣の市町で、やはりこういう不便さをつくっているのは当市ぐらいかなと、そんなことも考えます。市長も相当それなりに財政問題のことも踏まえて考えてはおられると思うのですが、やはりこれは近々の一つの課題ではないかと、私は思っているのです。

それで、やはり大きな災害が来たときに、やはり非常に心配の頻度があります。そういうことも含めて、やはり庁舎の問題については、少なくとも総合計画の問題もありますけれども、少なくともやはり考える必要がきているのだろうと。そして、既に建築年数も含めて、これは市民の方からも理解を受けられるのではないかと、そんなふうに私なりに考えますが、その辺についても一度答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 先ほどの答弁と一部重複しますが、市庁舎につきましては耐震改修をしております。ほかの自治体につきましては、耐震化がされていないということで、建てかえを進めているようでございます。

基金につきましては、先ほど御質問がありましたとおり、17億円ございますが、庁舎を建てかえするとなると、金額的には相当な金額がかかりますので、先ほどの御答弁申し上げたとおり、総合計画に掲載している事業をまずは優先をして、その後に検討される事項ではないかなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 持ち時間も幾らもないのですが、この公会計をやればやるほど、非常に複雑でありまして、まだまだ時間が必要とします。

それで、この一般質問の中では、総括として、4点ほど指摘がされている部分もあります。それで、一部重複はしますけれども、実は1点目として、制度整備の目的だとか、それから、実際の公会計の本当の基本的な考え方だとか、それから、実施に当たってはどのようなのだと、それと、今後の課題として、監査制度の構築なども指摘されております。それで、そういう多岐にわたって内容が複雑にありますので、このことを申し上げて、次回の一般質問の中でさらに内容を詰めていきたいと思ひまして、私の一般質問をこれで終了します。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さんの質問を打ち切ります。

### 意見書案第15号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 意見書案第15号「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ー登壇ー

意見書案第15号「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）

本年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。また平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」をはじめとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取り締まりに取り組んでいるが、いわゆる「あおり運転」に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。今後は、あおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や更新時講習などにおける教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところである。

そこで政府におかれては、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 「あおり運転」の規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも道路交通法上、厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。
- 2 運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転等の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取締まりが行われることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。
- 3 広報啓発活動については、あおり運転等の行為が禁止されており、取締まりの対象となることや、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年12月19日

北海道歌志内市議会

提 出 先

内閣総理大臣、国家公安委員長

---

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第15号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第16号から意見書案第17号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第5 意見書案第16号から日程第6 意見書案第17号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第16号授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書（案）、意見書案第17号災害救助法の見直しを求める意見書（案）。

以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により

意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

---

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書(案)

文部科学省は2020年4月から高等教育の就学支援制度を導入すると同時に、現行の国立大学の授業料減免制度を廃止する方針を示しています。

就学支援制度による低所得者世帯への支援は当然ですが、対象となる学生は全学生の1割程度に限定されます。現行の授業料減免制度は、中間所得世帯までが対象とされていたため、国立大に通う学部生のうち約1万9千人の授業料負担が増加することになるということが、文部科学省の自ら行った調査結果で明らかになりました。政府は問題の深刻さを認めて継続的な支援について、「来年の制度施行までに検討する」と国会で答弁していますが、いまだ方向性は示されていません。

このままでは、新制度の基準によって今年度まで授業料免除を受けられていた学生が除外されるケースや、各大学が実施していた独自の授業料減免措置の多くが廃止されることとなります。今後入学する高校生等についても、これまで受けられていた支援の対象外となることで大学進学をあきらめざるを得ない生徒がでてしまう恐れがあります。

学生たちが、文部科学省に対し、「これでは大学に通えなくなったり、進学をあきらめたりする人が出てきてしまう」「増税したのに減免措置が後退するのはどういうことですか」「最低限、これまでの水準を維持してほしい」と不安や懸念を訴えています。

在校生はもちろん、20年度以降の新入生も、今まで通り減免が受けられるよう制度維持、予算確保することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年12月19日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣

---

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

災害救助法の見直しを求める意見書(案)

北海道で観測史上初めて最大震度7を記録し、災害関連死を含め44人が犠牲になった北海道胆振(いぶり)東部地震では、強烈な揺れが、多数の家屋を損壊させ、大規模な土砂崩れによる被害を生みました。道内ほぼ全域が停電する全国で初めてのブラックアウトが2日間続くという、未曾有の事態を引き起こしました。

震源上に位置し、大きな被害を出した厚真(あつま)、むかわ、安平(あびら)3町では約200世帯が応急仮設住宅で暮らしています。自宅が全壊し家財道具を失った人も少なくありません。被災者の暮らしを支えるきめ細かな施策を続けるとともに、住宅再建への支援を強めることが重要になっています。

災害救助法では、仮設住宅の入居者に、「寝具」「日用品」「炊事用具・食器」などの給与があるものの家電製品は対象外。そのため北海道胆振東部地震の被災地の要求を受けて、道は被災3町が家電3品を貸与するための購入経費に100%補助する「生活家電応急貸与事業費補助金」事業を創設。厚真、安平、むかわ3町の仮設入居264世帯に対し、洗濯機、冷蔵庫

庫、テレビの生活家電3品目・計623台が貸与されました。

避難生活の中では、体調を崩す人も少なくありません。これまでに持病のある被災者が、移り住んだ仮設住宅で亡くなる痛ましい事態もありました。被災世帯が安心して生活ができる環境づくり、応急仮設の住環境の改善をすすめることが大切です。いまでは、洗濯機、冷蔵庫、テレビは生活必需品といえます。生活家電3品を災害救助法の給与対象とすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年12月19日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、防災担当大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第16号授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第16号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第17号災害救助法の見直しを求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第17号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第17号は、原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第7 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

## 閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これもちまして、令和元年歌志内市議会第4回定例会を閉会いたします。

（午前11時51分 閉会）

## 市 長 挨 拶

○議長（川野敏夫君） ここで、本年最後の議会最終日に当たり、村上市長より御挨拶を受けたいと思います。

村上市長、お願いします。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本年も提出議案の御審議、また、各会計決算について御認定を賜りましたことに深く感謝を申し上げます。

さて、ことしもみんなでつくる笑顔あふれるまちを基本理念に掲げ、総合計画に基づき、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

質疑の中でも申し上げましたとおり、本市の財政規模では、一度にたくさんの事業を展開することも難しい状況にありますことから、引き続き事業の選択と集中により、効率的で身の丈に合った行財政運営に努めてまいり所存でございます。

ことは平成から令和へと時代が変わった節目の年でしたが、歌志内では大きな災害や事故もなく、比較的穏やかな年となり、市政の運営に関しましても、議員各位、市民の皆様の御理解と御協力のもと、おかげさまで大過なく乗り切ることができましたものと思っております。

また、私のことになりましたが、7月に病を得まして職場を離脱いたしました。職場に戻ってまいりますその間、議員の皆様におかれましては、大変な御高配を賜りましたこと、深く感謝を申し上げます。

結びになりますが、ことし1年の市政運営に対する格別の御支援、御協力に重ねて感謝を申し上げ、市民皆様が新年を御健勝に迎えられ、ますます御活躍されますよう御祈念申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） ありがとうございました。

それでは、これで終了いたします。

1年間、大変御苦労さまでした。

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      山    川    裕    正

署名議員      本    田    加    津    子